

第 6 章

労働争議の調整

第1節	概況	-----	40
第2節	調整事件の概要	-----	45
第3節	公益事業の争議行為予告及び実情調査	----	48

第6章 労働争議の調整

第1節 概況

1 調整事件取扱状況

平成30年に係属した調整事件は、前年からの繰越1件と、労働組合側から新規に申請のあった2件の計3件であった（第1表、第2表）。

第1表 調整種別取扱件数

種別	年次									
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
あっせん	5	1	1	2(1)	2	2	1	-	2	3(1)
調 停	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
仲 裁	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	5	1	1	2(1)	2	2	1	-	2	3(1)

(注) () の数字は前年からの繰越件数で内数

第2表 調整開始手続別取扱件数（新規申請分）

手続	年次									
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
申請によるもの	5	1	1	1	2	2	1	-	2	2
労働組合等	4	-	1	1	2	2	-	-	2	2
使用者	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-
労使双方	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
申請によらないもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	5	1	1	1	2	2	1	-	2	2

2 業種別・企業規模別取扱状況

新規係属事件の業種は、「卸売業・小売業」が1件、「金融業・保険業」が1件であった（第3表、第4表）。

第3表 業種別取扱件数（新規申請分）

業種	年次									
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
運輸業	1	-	-	1	-	2	-	-	2	-
鉄道業	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
道路貨物運送業	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-
道路旅客運送業	1	-	-	-	-	2	-	-	-	-
卸売・小売業	-	-	1	-	1	-	-	-	-	1
金融業・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
医療・福祉	3	-	-	-	1	-	-	-	-	-
医療業	3	-	-	-	1	-	-	-	-	-
社会保険・社会福祉・介護事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
教育・学習支援業	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
学校教育	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の教育、学習支援業	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
廃棄物処理業	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
公務	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	5	1	1	1	2	2	1	-	2	2

第4表 企業規模別取扱件数（新規申請分）

従業員数	年次									
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
1～49人	2	1	1	1	1	1	-	-	-	1
50～99人	1	-	-	-	-	1	1	-	-	-
100～499人	1	-	-	-	-	-	-	-	1	1
500～999人	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-
1,000人以上	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
合 計	5	1	1	1	2	2	1	-	2	2

3 調整事項別取扱状況

新規係属事件の調整事項は、「経営・人事」が2件であった（第5表）。

第5表 調整事項別取扱件数（新規申請分）

調整事項		年次									
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
組合承認・組合活動		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
賃金等		2	1	3	-	1	2	3	-	1	-
	賃上げ	1	-	-	-	-	2	1	-	-	-
	一時金	-	-	1	-	-	-	2	-	-	-
	諸手当	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
	退職金	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他賃金等	-	1	1	-	1	-	-	-	1	-
給与以外の労働条件		1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	定年制	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他の労働条件	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
経営・人事		3	1	-	-	-	-	1	-	-	2
	解雇	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1
	その他の経営・人事	2	-	-	-	-	-	1	-	-	1
団交促進		-	-	-	1	1	-	-	-	1	-
その他		-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
合 計		7	3	4	1	2	2	4	-	2	2

(注) 1つの事件につき複数の調整事項を持つものがあるため、他の表の件数とは必ずしも一致しない。

4 調整結果別取扱状況

係属事件の調整結果は、「打ち切り」が3件であった（第6表）。

第6表 調整結果別取扱件数

結果		年次									
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
取扱件数		5	1	1	2	2	2	1	-	2	3
	繰越件数	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1
	新規件数	5	1	1	1	2	2	1	-	2	2
解決件数		3	-	-	1	2	-	-	-	-	-
取下件数		-	-	-	1	-	2	-	-	-	-
打ち切り件数		2	1	-	-	-	-	1	-	1	3
繰越件数		-	-	1	-	-	-	-	-	1	-

5 調整所要日数

係属事件の所要日数の平均は、「2.3日」であった（第7表）。

第7表 調整種別所要日数

年次 区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
	あっせん	5	1	-	1	2	-	1	-	1
10.8		40.0	-	39.0	22.0	-	57.0	-	8.0	2.3
調 停	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
仲 裁	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	5	1	-	1	2	-	1	-	1	3
	10.8	40.0	-	39.0	22.0	-	57.0	-	8.0	2.3

（注） ここでの「所要日数」とは、調整員指名日から終結日までの平均所要日数をいう。

表中の上段が件数、下段が平均日数となっている。

なお、取扱件数から調整員指名前に取下げのあったものを除いている。

6 調整事件一覧表（平成30年）

調 整 番 号	29-2	30-1	30-2
事 件 名	平成29年（調） 第2号事件	平成30年（調） 第1号事件	平成30年（調） 第2号事件
調 整 区 分	あっせん	あっせん	あっせん
所 在 地	いわき市	郡山市	福島市
業 種	運輸業	卸売業・小売業	金融業・保険業
申 請 者	労働組合	労働組合	労働組合
組 合 員 数	8名	28名	28名
申 請 受 付 年 月 日	平成29年11月28日	平成30年3月9日	平成30年5月30日
調 整 員 氏 名 年 月 日	平成30年1月11日	平成30年3月23日	平成30年6月18日
終 結 年 月 日	平成30年1月11日	平成30年3月27日	平成30年6月18日
調 整 回 数	—	—	—
所 要 日 数	1日	5日	1日
終 結 区 分	打切り	打切り	打切り
調 整 事 項	年次有給休暇取得時 の未払賃金の支払い	人事異動について	組合員の不当解雇に ついて
調 整 員	（審査調整課長） 星 清一郎	（審査調整課長） 星 清一郎	（審査調整課長） 山田 英一

第2節 調整事件の概要

1 福労委平成29年(調)第2号(あっせん)事件

(1) 申請受付年月日

平成29年11月28日

(2) 当事者

申請者 X労働組合
被申請者 Y株式会社(運輸業)

(3) あっせん事項

年次有給休暇取得時の未払い賃金の支払い(平成27年2月～平成27年7月分)

(4) あっせん申請に至るまでの経過

年月日	交渉経過
28年 11月 ～12月	X組合はY社に対し、年次有給休暇取得時の賃金に係る算定方法の誤りを指摘したところ、Y社は当該算定方法に誤りはない旨を回答した。
29年 1月	X組合はY社に対し、上記算定方法には違法性があり、未払い賃金が生じているため、過去2年分の未払い賃金の支払いを求めたところ、Y社は再度確認及び精査の上回答することとした。
29年 8月	Y社はX組合に対し、上記算定方法の誤りを認めるとともに、誤りを認識した平成29年7月から2年分を遡及して未払い賃金を支払う旨回答した。これに対し、X組合は、未払い賃金の遡及時期は、支払いを要求した平成29年1月であると主張した。
29年 10月 ～11月	X組合とY社との間で、団体交渉が行われたが、合意には至らなかった。
29年 11月	X組合が労働委員会へあっせんで申請した。

(5) 当事者の主な主張

ア 労働組合側

未払い賃金は、団体交渉で要求した平成29年1月から遡及して支払うべきであり、会社側には誠意ある対応を求める。

イ 会社側

- (ア) 誤りを認識した平成29年7月に規則を改正し、さらに2年遡及して支払うことで誠意を示している。また、労働基準監督署に相談し、7月から遡及することで問題はないと言われている。
- (イ) 回答が平成29年8月になったのは、平成28年12月の会社統合に伴う就業規則等の整備や株主総会への対応が重なる中での確認作業であったことが要因であり、意図的に先延ばししたものではない。
- (ウ) 改正等については過半数労働者代表の同意を得ており、さらに支給時に全従業員に説明し、了解を得ている。
- (エ) 一部組合員のみへの対応は他従業員との均衡上困難である。

(6) 終結状況(打切り)・・・(終結年月日:平成30年1月11日)

会社側から譲歩の余地は無く、あっせんに応じられない旨の連絡があったことから、あっせん応諾の説得は困難と判断し、打切りとした。

2 福労委平成30年（調）第1号（あっせん）事件

(1) 申請受付年月日

平成30年3月9日

(2) 当事者

申請者 X労働組合

被申請者 Y株式会社（卸売業・小売業）

(3) あっせん事項

人事異動について

(4) あっせん申請に至るまでの経過

年月日	交渉経過
29年 6月	X組合からY社に対し、組合員へのパワハラ行為への謝罪を求める団体交渉の申し入れをした。
29年 7月 ～10月	第1回及び第2回団体交渉において、Y社はパワハラではなく指導である旨を主張した。
29年 12月	査定に基づき賞与が支給される。
30年 2月	人事異動により組合員は、A事業所への異動を命じられる。 組合員はその場で異動したくない旨の主張をしたが、定例の異動であり、決定事項であるとの回答を受けた。
30年 3月	組合員は、人事異動を拒否する旨の文書をY社に提出した。 X組合からY社に対し、人事異動について緊急の団体交渉を申し入れたが、Y社から日程調整がつかないことから、同月開催予定の次回団体交渉で併せて交渉したい旨の回答があった。 このため、X組合は労働委員会へあっせんを申請した。

(5) 当事者の主な主張

ア 労働組合側

今回の人事異動は、「組合員に対する不利益取扱い」の一環と考えざるを得ない。

イ 会社側

組合員であることを理由とした人事異動ではない。

(6) 終結状況（打切り）・・・・（終結年月日：平成30年3月27日）

会社側から譲歩の余地は無く、あっせんに応じられない旨の連絡があったことから、あっせん応諾の説得は困難と判断し、打切りとした。

3 福労委平成30年（調）第2号（あっせん）事件

(1) 申請受付年月日

平成30年5月30日

(2) 当事者

申請者 X労働組合

被申請者 Y協同組合（金融業・保険業）

(3) あっせん事項

組合員の不当解雇について

(4) あっせん申請に至るまでの経過

年月日	交渉経過
25年 10月	Aは上司からパワハラ発言を受けているとして、組織内のパワハラ委員会に申し立てを行った。委員会では上司のパワハラが認められる一方、Aも上司に対してパワハラを行っているとして、両者ともに譴責処分を受けた。
27年 2月	Aが組合に加入。
30年 3月	A組合員が専務理事より、退職勧奨を受ける。 団体交渉を実施し、A組合員は退職する考えがないことをY協同組合側に伝え、Y協同組合側も退職を強要するような行為は行わないことを約束した。
30年 4月 ～ 5月	理事長より、A組合員が解雇を通知される。 団体交渉を実施し、A組合員の解雇理由について説明を求めたが、Y協同組合は「通知書に記載のとおり。」「今後のことがあるので説明は控える。」等の回答の繰り返しに終始した。 X組合は労働委員会にあっせんで申請した。

(5) 当事者の主な主張

ア 労働組合側

解雇理由を明確に説明できない解雇は不当であり、解雇の撤回、現職復帰を求める。

イ 協同組合側

理事会での決定事項であり、解雇理由に問題があるとは考えておらず、解雇の撤回に応じる考えはない。

(6) 終結状況（打切り）・・・・（終結年月日：平成30年6月18日）

協同組合側から譲歩の余地は無く、あっせんに応じられない旨の連絡があったことから、あっせん応諾の説得は困難と判断し、打切りとした。

第3節 公益事業の争議行為予告及び実情調査

平成30年に受け取った争議行為予告通知件数は50件であり、実情調査実施件数は148件であった（第1表）。

第1表 争議行為予告通知取扱件数及び実情調査実施件数

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
予告通知件数	—	8	26	—	1	—	—	—	2	10	3	—	50
実情調査実施件数	5	4	36	27	13	10	6	5	5	7	14	16	148

予告通知件数を争議事項別にみると、賃上げ41件、一時金が2件、その他が7件となっており、賃上げという経済的事項が82.0%を占めている。過去5年間を見ても、経済的事項の占める割合が大きい（第2表）。

第2表 争議事項別予告通知取扱件数

種別	年次										
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	
賃上げ	27	28	26	22	22	24	32	40	32	41	
一時金	25	24	24	23	21	17	21	18	2	2	
労働協約	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	
労働時間	—	—	—	—	—	—	—	—	3	—	
団交促進	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
その他	1	1	3	1	4	4	1	3	2	7	
合計	53	53	53	46	47	45	54	62	40	50	

次に、予告通知件数を業種別にみると、医療業25件、道路貨物運送業12件などとなっており、医療業及び道路貨物運送業の上位2業種で74.0%を占めている。過去5年間についても、医療業及び道路貨物運送業の占める割合が大きい（第3表）。

第3表 業種別争議行為予告通知取扱件数

種別	年次										
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	
鉄道業	2	3	4	3	4	3	4	7	5	5	
道路旅客運送業	—	—	—	—	—	—	1	5	3	3	
道路貨物運送業	18	16	15	12	15	16	20	18	3	12	
通信業	1	1	1	1	2	2	2	3	1	2	
電気業	4	3	4	—	—	—	3	3	3	3	
ガス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
医療業	27	27	26	27	26	24	24	26	25	25	
その他	1	3	3	3	—	—	—	—	—	—	
合計	53	53	53	46	47	45	54	62	40	50	